

## 川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十四年条例第五十三号)

### 附則

(保育所の職員配置に係る特例)

- 4 第二十条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、一人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 保育の需要に応ずるに足りる保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第二十条第二項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要となる保育士の数が一人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。
- 6 前項の事情に鑑み、当分の間、第二十条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園若しくは小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を保育士とみなすことができる。
- 7 附則第五項の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第二十条第二項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 8 前二項の規定を適用するときは、これらの規定の適用がないものとした場合における第二十条第二項の規定により算定される保育士の数の三分の二以上の保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、附則第四項、第六項又は前項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を置かなければならない。

## 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十六年条例第六十四号)

### 附則

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

- 6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第二十九条第二項各号又は第四十四条第二項各号に定める数の合計数が一となるときは、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数は、一人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が一人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 7 前項の事情に鑑み、当分の間、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園若しくは小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を保育士とみなすことができる。
- 8 附則第六項の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 9 前二項の規定を適用するときは、これらの規定の適用がないものとした場合における第二十九条第二項又は第四十四条第二項の規定により算定される保育士の数の三分の二以上の保育士(法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、第二十九条第三項若しくは第四十四条第三項又は前二項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を置かなければならない。

## 川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十六年条例第六十三号)

### 附則

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

第五条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第五条第三項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として認めることができる。

第六条 第五条第三項の表備考第一号に規定する者については、当分の間、小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下この条及び附則第九条において「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第七条 一日につき八時間を超えて開園する幼保連携型認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第五条第三項の表備考第一号に規定する者については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第八条 第五条第三項の表備考第一号に規定する者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この条及び次条において「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第九条 前三条の規定により第五条第三項の表備考第一号に規定する者を小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合における当該小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

## 川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例

(平成三十年条例第六十号)

### 附則

(認定こども園の職員の数等に係る特例)

- 2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第五条第一項本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、第六条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、第五条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち一人は、市長が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。
- 3 第六条第一項及び第四項（ただし書を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校の教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第七項において同じ。）をもって代えることができる。
- 4 第六条第二項の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 5 一日につき八時間を超えて開園する認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第六条第一項、第二項及び第四項の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 第六条第一項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項及び次項において「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 7 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる

者をもって代える場合における同欄に掲げる者の総数は、第五条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第三項	第六条第一項及び第四項（ただし書を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状又は小学校の教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第四項	第六条第二項の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者	小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第五項	第六条第一項、第二項及び第四項の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者	市長が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
前項	第六条第一項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等